

令和 8 年度こうち山の日推進事業
森林保全ボランティア団体活動支援事業募集要領

1. 趣旨

「こうち山の日」の制定趣旨である豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継ぐために、幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動を実施し、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加する機会を創出する。

2. 募集内容等

本事業で対象とする活動支援は、次のとおりとする。

(1) 幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動に要する経費

※支援の対象となるのは、以下の活動とする。

- ア 森林整備
- イ 木材利用
- ウ その他、森林保全に係るボランティア活動

(2) 森林保全ボランティア活動に要する保護具購入費

(留意事項)

- ・ボランティア活動にかかる費用は1回当たり 60,000 円以内とし、以下の費用を対象とする。

科目	内容	備考
賃金	当日の指導や作業、前日までの準備等	(注1) 金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額(1人1日当たり9,000円以内)とし、原則、県内在住者とする。 (注2) 活動1回当たりの上限を3万6千円とする。
報償費	外部講師	(注) 金額は、事業を行うのに必要な額(1人1日当たり9,000円以内)とし、県内在住者に限る。
旅費	有料道路の通行料金を含む旅費	(注1) 事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。 (注2) 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。

需用費	(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費（チェーンソーや刈払機の替刃、救急セット等）	(注1) 参加者への土産物（活動で作成した薪、炭等の経費が少額なものを除く。）や実施団体の資産になり得る物品等（チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等）は補助対象外とする。 (注2) 広報に要する費用は実施事業の規模に応じたものとし、過大にならないこと。
	(2) 燃料 ガソリン、軽油代（チェーンソーや刈払機等の燃料費）	
	(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代等	
	(4) 資材 苗木代、支柱代、獣害防止材等	
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費（切手・ハガキ代等）、振込手数料等	(注) 県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	軽土木工事費等	(注) 活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料及び賃借料	(注1) 実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。 (注2) 料金が定まっていないものについては、社会通念上、妥当な額とする。

- ・保護具の購入にかかる費用は1団体当たり80,000円以内とし、ボランティア活動に必要な最低限の数量とする。

科目	内容
需用費	立木の伐採等に必要なヘルメット、防切創手袋、長靴、安全メガネ等
役務費	保護具購入費の支払いに係る振込手数料

- ・対象とならない経費
 - ア 食糧費及び賄材料費
 - イ 交付決定日より前に発生する経費
 - ウ その他不相当と認められる経費

3. 支援の条件

- (1) 幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動に要する経費
 - ・こうち山の日ボランティアネットワークに加入している団体であること
 - ・幅広く県民からの参加を募ったボランティア活動であること

- ・募集チラシ等を配布する場合には、高知県の森林環境税（以下、森林環境税）を活用した活動である旨を記載し、森林環境税のロゴマークを掲載すること
- ・ボランティア活動を行うにあたって、保険に加入すること
- ・ボランティア活動の参加者に森林環境税のチラシを配布すること
- ・高知県の森林環境税や国の森林環境譲与税を活用して実施する事業と併用していないこと

(2) 森林保全ボランティア活動に要する保護具購入費

- ・こうち山の日ボランティアネットワークに加入している団体であること
- ・購入した保護具に森林環境税で購入したことを表示すること
- ・購入した保護具を適正に管理し、ボランティア活動で継続して使用すること

4. 提出書類

(1) 申請書

実施日の1週間前までに申請書を提出すること。申請書を提出した後に活動日時、内容等が変更となった場合は、事務局に速やかに連絡すること。

(2) 申請時に提出する書類（年度の初回申請時に1回のみ）

ア 県税の滞納がないことを証明する書類

県税の滞納がない旨の証明は、県税事務所が発行する「納税証明書」

県税の納税義務のない旨の証明は、「納税義務がない旨の申立書」（別紙1）

イ 県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類

誓約書兼同意書（別紙2）

(3) 変更申請書

交付決定を受けた後に、活動を実施できなくなった場合は、中止の変更申請書を提出すること。

(4) 報告書兼請求書

実施後は、速やかに報告書兼請求書を提出すること。報告書兼請求書には支出の根拠となる領収書、実施状況のわかる写真、参加者名簿を添付すること。

※賃金を個人に支払う場合は領収書が必要。

※作業者にかかる賃金を団体の非営利活動資金とする場合は領収書の提出は不要とする。ただし参加者名簿に、支払い対象者と金額を確認できるよう明記すること。

※旅費の算定において、番地のない場所（山林等）の場合は、報告時に地図により位置を示す、又は緯度・経度を提出するなど、事務局が確認できるようにすること。

5. 提出方法

メール、郵送、持参のいずれかで提出すること。

※電子申請の場合、原本の提出は省略できるものとする。

6. 提出先

公益社団法人高知県森と緑の会 事務局

〒781-8010 高知市棧橋通6丁目7番43号 総合保健協会合同庁舎5階

電話番号：088-855-3905 F A X 番号 088-855-3906

Email：morihito@moritomidori.com URL：<https://www.moritomidori.com/>